

# 令和3年度当初予算知事審査における主要な議論

## (福祉部)

### ケアラー総合支援事業(B44)

- 知事 サロンの立上げは市町村や関係団体が実施するものだが、県は何をするのか。
- 担当部局 サロンの立上げや運営のマニュアルをつくる。子ども食堂やフードパントリーの場合も、県が優良事例を紹介したり、立上げマニュアルを作ったりすることで急速に広がっていった。
- 知事 将来的には市町村、関係団体、企業、住民といった多様な主体がサロンを運営していく、自立していくということによいか。
- 担当部局 そのとおり。
- 知事 県としてはどこまで支援すべきなのか。非常に手厚く多様な支援を行っているが、啓発、相談窓口、地域支援、それぞれの目標はどうなっているのか。
- 担当部局 啓発について、支援フォーラムは来年度のみとし、その他の認知度を高めるための取組は地道に継続していく。ケアラー支援計画においては、3年間で認知度を7割まで高めることを目標としている。
- 相談窓口は現在26市町村で設置している。これを3年程度で全市町村に広げたい。
- 地域支援について、介護者サロンは民間の小さな取組もありすべては把握できていないが、高齢者、障害者がいるはずなのに取組がされていない市町村がある。そこで、立上げ・運営マニュアルを作成して各市町村にノウハウがいきわたるようにしたい。

## 熊谷児童相談所・一時保護所整備費(B164)及び児童相談所整備事業(B165)

- 知 事 児童虐待相談対応件数の今後の見込みは。
- 担当部局 シンクタンクへの委託調査では、件数は増加しているが伸び率は減少していることから、令和4年度がピークになり、その後は児童人口の減少等の影響でゆるやかに減少すると見込まれている。
- 知 事 熊谷児童相談所について、100名規模の研修室はどのような内容で、どの程度の頻度で活用するつもりなのか。
- 担当部局 3つの部屋に分けられる間仕切りがあり、最大100名で利用できる会議室となっている。市町村や施設、里親の支援も児童相談所の重要な役割であり、市町村が集まる研修や児童養護施設職員、里親などを集めた研修等を見込んでいる。また、職員が保護児童の処遇を検討する会議などもあり、頻繁に使用される見込みである。

## 総合リハビリテーションセンター病院事業支出金(B4)

- 知 事 一般会計からの繰入金は、現状ではこれでやむを得ないと思うが、今後はしっかり経営形態を見直しながら必要な予算を積み上げで考えていくということが必要である。この予算額は了解するが、再来年度以降の予算のベースにはしないということによいか。経営形態の見直しをしっかりとやっていくこと。
- 担当部局 了解した。

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：地域包括ケア課  
 担当名：地域包括ケア担当  
 内線：3256

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
B44	ケアラー総合支援事業			一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	介護保険制度推進事業費		
事業期間	令和2年度～ 令和5年度	根拠法令	埼玉県ケアラー支援条例 介護保険法第5条第2項			宣言項目 分野施策	02 010205	健康・医療・介護の安心確保 地域で高齢者が安心して暮らせる社会づくり		
1 事業概要	ケアラー及びヤングケアラーを総合的に支援するため普及啓発、居場所づくり、関係機関職員等対象研修、ヤングケアラー当事者による交流会を実施する。 ケアラー支援計画に掲げる主な取組等の進捗状況報告、ケアラー支援に関する情報交換を行う。  (1) ケアラー総合支援事業 20,155千円			5 事業説明 (1) 事業内容 ア ケアラー支援普及啓発事業 イ 地域での居場所づくり促進事業 ウ 市町村等支援事業 エ ヤングケアラー支援事業 オ ケアラー支援有識者会議  (2) 事業計画 ア ケアラー支援普及啓発事業 ・小中高校生向けケアラーハンドブック、一般向け啓発チラシの作成及び配布 ・ケアラー支援フォーラムの開催 イ 地域での居場所づくり促進事業 ・介護者サロン立ち上げ運営マニュアルの作成 ウ 市町村等支援事業 ・ケアラーからの相談に関わる関係機関を対象とした研修の実施 エ ヤングケアラー支援事業 ・オンラインサロンの開催 ・市町村等向け研修実施 オ ケアラー支援に関する有識者会議 ・ケアラー支援に関する有識者会議の開催  (3) 事業効果 ケアラー及びヤングケアラーへの理解や認知度の向上、関係機関の相談体制を整備、強化することでケアラー及びヤングケアラー支援が推進され、ケアラー支援条例に掲げられる理念の実現に寄与する。						
2 事業主体及び負担区分	(1) (県10/10)									
3 地方財政措置の状況	なし									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	9,500千円×2.5人=23,750千円									
予算額		財 源 内 訳							一般財源	前年との 対比
		繰入金								
決定額	20,155	5,082						15,073	20,155	
前年額	0							0		

# 令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課  
 担当名: 児童相談所整備担当  
 内線: 3362

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B164	熊谷児童相談所・一時保護所整備費 (継続事業第1年次支出額)			一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	熊谷児童相談所・一時保護所棟整備費 (継続事業第1年次支出額)	
事業期間	令和3年度～ 令和4年度	根拠 法令	児童福祉法			宣言項目 分野施策	01 010103	結婚・出産・子育ての希望実現 児童虐待防止・児童養護対策の充実	
1 事業概要 熊谷児童相談所(一時保護所併設)を旧消費生活支援センター熊谷跡地に整備する。  継続費総額 1,888,842千円 (令和3年度 629,790千円:33%) (令和4年度 1,259,052千円:67%)				5 事業説明 (1) 事業内容 現熊谷児童相談所の南側に位置する旧消費生活支援センター熊谷跡地に熊谷児童相談所(一時保護所併設)を整備する  (2) 事業計画 令和3年度 建設工事 令和4年度 建設工事 令和5年度 開所  (3) 事業効果 ・熊谷児童相談所の将来的な気積不足の解消 ・県設置の一時保護所定員の増加(120人→150人) ・熊谷児童相談所から中央児童相談所一時保護所への移送等に要する時間の削減					
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)、一部(国1/2・県1/2)				(4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 研修室等の整備により、関係機関との連携の強化が図られる					
3 地方財政措置の状況 普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細目)児童相談所費				(5) その他 継続費総額 1,888,842千円 (令和3年度 629,790千円:33%) (令和4年度 1,259,052千円:67%)					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 人件費:9,500千円×3人=28,500千円									
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
		国庫支出金	県 債						
決定額	629,790	154,499	474,000					1,291	629,790
前年額	0							0	

# 令和 3年度予算見積調書

課室名: こども安全課  
 担当名: 児童相談所整備担当  
 内線: 3362

(単位: 千円)

番号	事業名	会計	款	項	目	説明事業		
B165	児童相談所整備事業	一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童虐待防止対策費		
事業期間	令和 3年度～ 令和 6年度	根拠法令	児童福祉法		宣言項目 分野施策	01 結婚・出産・子育ての希望実現 010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		
1 事業概要	児童虐待相談対応件数の増加や、それに伴う児童相談所職員の増員による気積不足等に対応するため、県設置8番目の児童相談所の整備を行うとともに、既存児童相談所の改修等を行う。 (1) 第8児童相談所(仮称)整備費 67,668千円 (2) 児童相談所気積確保整備事業 58,978千円		5 事業説明 (1) 事業内容 ア 第8児童相談所(仮称)整備費 8番目の県設置の児童相談所(一時保護所併設)の整備のための基本設計・測量等 イ 児童相談所気積確保整備事業 執務室の気積不足が見込まれる児童相談所(中央・南・草加)の執務室を拡張し、気積を確保するための増築・改修工事に関する設計・測量等 (2) 事業計画 ア 令和3年度 : 基本設計・測量等 令和4年度 : 実施設計 令和5～6年度 : 新設工事 令和7年度 : 開所 イ 令和3年度 : 設計・測量等 令和4年度 : 増築・改修工事 (3) 事業効果 ア (ア)管轄人口が100万人を超える川越児童相談所、所沢児童相談所の管轄人口の減少 (イ)一時保護所定員の増加(150人→180人) ※熊谷児相整備を含む (ウ)川越児童相談所、所沢児童相談所の気積不足の解消 イ 児童相談所(中央・南・草加)の気積不足の解消 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 新たな児童相談所の新設により、関係機関との迅速な連携体制が構築される (5) その他 虐待相談対応件数: 埼玉県 5,133件(H25)→17,473件(R1) 一時保護児童数 : 埼玉県 770件(H25)→1,007件(R1)					
2 事業主体及び負担区分	(県10/10)							
3 地方財政措置の状況	普通交付税(単位費用) (区分)社会福祉費(細目)児童福祉費 (細節)児童相談所費							
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員	人件費: 9,500千円×3人=28,500千円							
予算額		財源内訳					一般財源	前年との 対比
決定額	126,646	県債	30,000				96,646	126,646
前年額	0						0	

# 令和 3年度予算見積調書

課室名：福祉政策課  
 担当名：政策企画担当  
 内線：3223

(単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B4	総合リハビリテーションセンター病院事業支出金			一般会計	衛生費	公営企業支出	病院事業支出金	総合リハビリテーションセンター病院事業支出金	
事業期間	令和 3年度～	根拠法令	地方公営企業法			宣言項目分野施策			
1	<b>事業概要</b> 総合リハビリテーションセンター病院事業に対し、一般会計から負担金を支出する。			<b>5 事業説明</b> (1) 事業内容 <span style="float: right;">3,795,624千円</span> 総合リハビリテーションセンターの病院事業に要する経費のうち必要な経費に相当する費用及びその収入をもって充てることができないと認められる費用について、一般会計から負担金を支出する。 (2) 事業計画 収益的収支に対する負担金 <span style="float: right;">3,037,952千円</span> 資本的収支に対する負担金 <span style="float: right;">757,672千円</span> (3) 事業効果 公立病院の役割である質の高いリハビリテーション医療を安定的、継続的に提供することができる。					
2	<b>事業主体及び負担区分</b> (県10/10)								
3	<b>地方財政措置の状況</b> 交付税措置 (病床割) 745千円×120床=89,400千円 (事業割) 病院事業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出しのうち60%、50%又は45%								
4	<b>事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</b>								
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との 対比
決定額	3,795,624							3,795,624	3,795,624
前年額	0							0	